課題１（必須）

少子高齢化は先進諸国で共通して見られる現象であり，我が国も例外ではない。

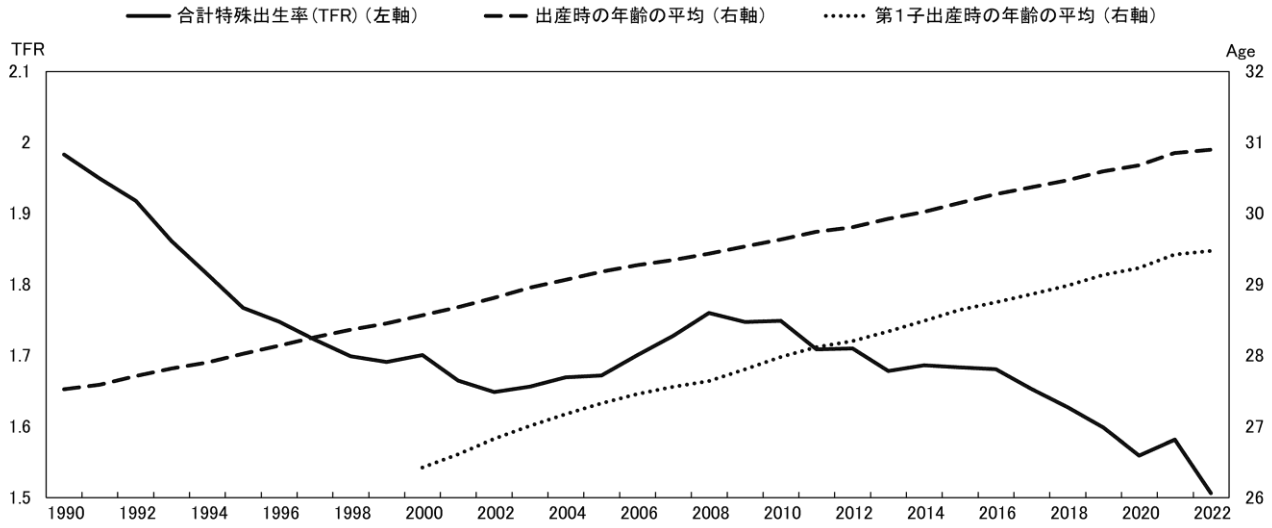
あなたが政策担当秘書となっている国会議員が，国政課題の一つとして少子化対策について講演することとなった。あなたが講演のための資料を準備する立場にあるとして，以上の記述及び次頁以降の資料を基に，次の問いに解答しなさい。

① 先進諸国の少子化に関するこれまでの趨勢と現状を説明しなさい。その際，我が国の特徴について言及すること。

② 我が国を含む先進諸国において，合計特殊出生率の低下の緩和に寄与する可能性がある施策としてどのようなものがあると考えられるかを述べなさい。

③ 先進諸国では，合計特殊出生率が比較的高い国でも人口置換水準を上回る国はほとんどない。こうした事実と，我が国の長期的な人口の推移を考慮して，少子化対策と並行して採るべき政策の方向性について論じなさい。

資料１　OECD 諸国における合計特殊出生率，母親の出産時の年齢の平均



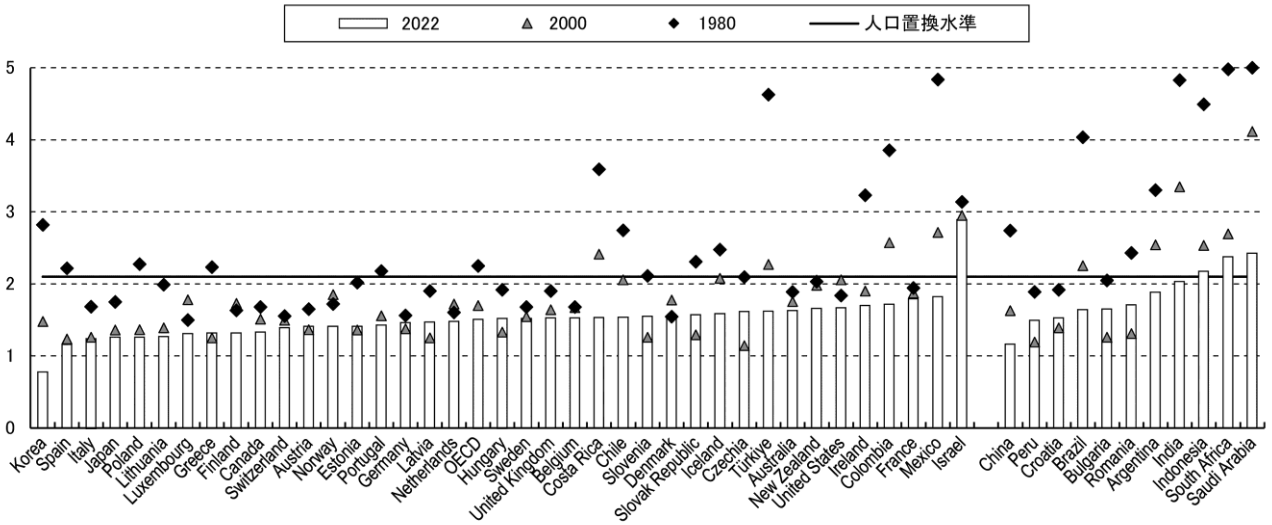
出所：OECD (2024) *Society at a Glance 2024* : *OECD Social Indicators*

（注）・合計特殊出生率は OECD 諸国38か国全ての平均である。

・母親の「出産時の年齢の平均」は，OECD 諸国38か国のうち，フランス，ドイツ，韓国，ラトビア，トルコを除く33か国の平均である。

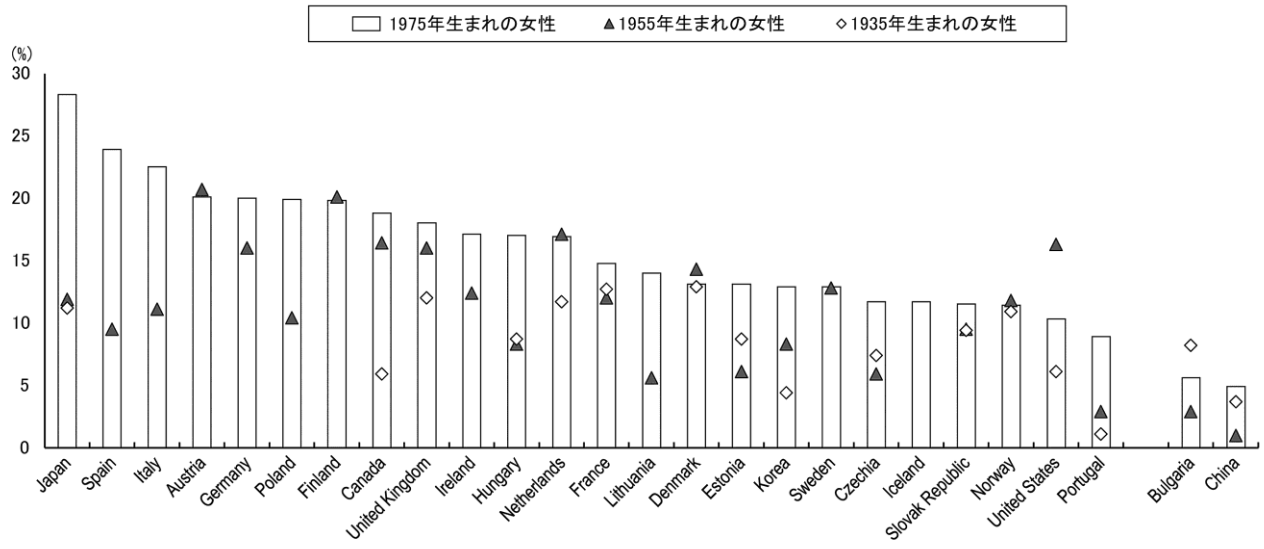
・母親の「第１子出産時の年齢の平均」は，OECD 諸国38か国のうち，オーストラリア，チリ，コロンビア，コスタリカ，ドイツ，イタリア，ルクセンブルク，メキシコ，ニュージーランド，スイス，トルコを除く27か国の平均である。

資料２　OECD 諸国などの国別の合計特殊出生率の推移



出所：OECD (2024) *Society at a Glance 2024* : *OECD Social Indicators*

資料３　OECD 諸国などにおける世代別に見たこどものいない女性の割合



出所：OECD (2024) *Society at a Glance 2024*：*OECD Social Indicators*

資料４　労働市場の状況や家族政策などと合計特殊出生率等との関係を分析した回帰分析の結果

	合計特殊出生率	出産時平均年齢
０～５歳のこども１人当たりの育児休業に対する公的支出	＋***	…
０～５歳のこども１人当たりの ECEC（Early Childhood Education and Care：乳幼児期の教育とケア）に対する公的支出	＋***	－***
０～17歳のこども１人につき支給される家族手当に対する公的支出	＋**	－**
０～２歳の ECEC の普及率	…	…
３～５歳の ECEC の普及率	…	…
母親に付与される有給休暇の週数	＋**	…
父親に付与される有給休暇・育児休業の週数	…	－*
女性の就業率	＋***	－**
男性の就業率	＋**	…
女性に占める短時間雇用者の割合	…	…
フルタイムで働く女性の労働時間	…	…
フルタイムで働く男性の労働時間	…	…
住居に対する私的支出	－***	＋***
失業率	－***	…
雇用保護の強さ	…	－**

出所：*Fertility, employment and family policy*: A cross-country panel analysis (OECD Social, Employment and Migration Working Papers No.299 2023) を基に作成

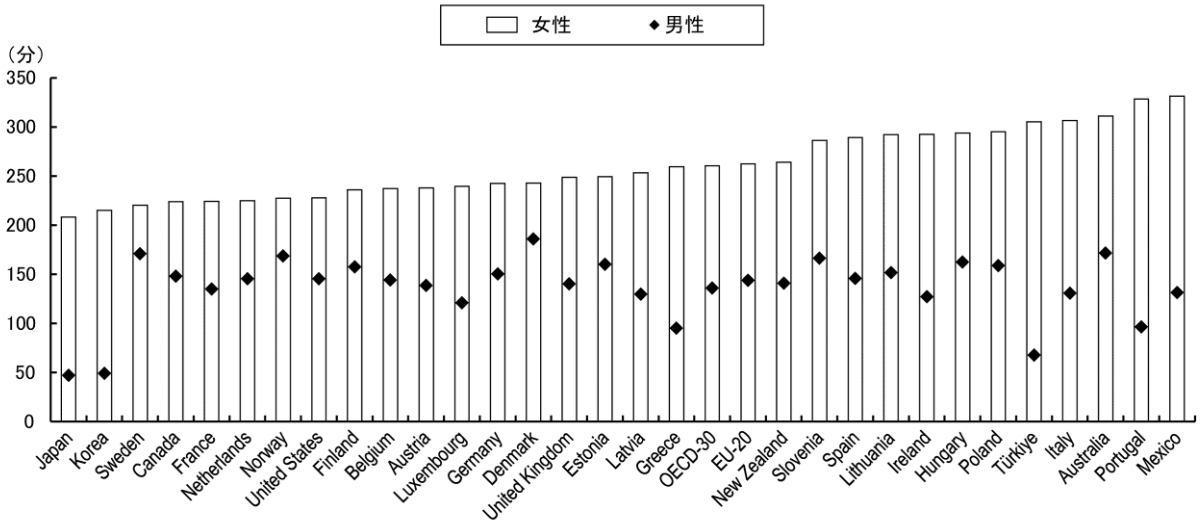
（注）

・有意な回帰係数の推定値について，回帰係数の符号と有意水準を示している。従属変数はいずれも自然対数値である。

・***，**，*はそれぞれ1%，5%，10%水準で有意であることを表している。＋は回帰係数の有意な点推定値が正であること，－は負であること，…は有意でないことを表している。例えば，0～17歳のこども1人につき支給される家族手当に対する公的支出が多いほど合計特殊出生率は高く，出産時平均年齢は低いことを示している。

・オーストリア，カナダ，チェコ，デンマーク，フィンランド，ドイツ，ハンガリー，イタリア，韓国，オランダ，ノルウェー，ポーランド，ポルトガル，スロバキア，スペイン，スウェーデン，スイス，イギリス，アメリカの国別データを用いて，2002年から2019年の期間について推計した。

資料５　主な OECD 諸国における男女の１日当たり無償労働時間



出所：OECD（2025）*Gender Equality in a Changing World*

（注）データが取られた年は国によって異なっており，例えば，最も古いデータはポルトガルの1999年のものであり，最も新しいデータはアメリカの2022年のものである。日本は2021年のデータである。

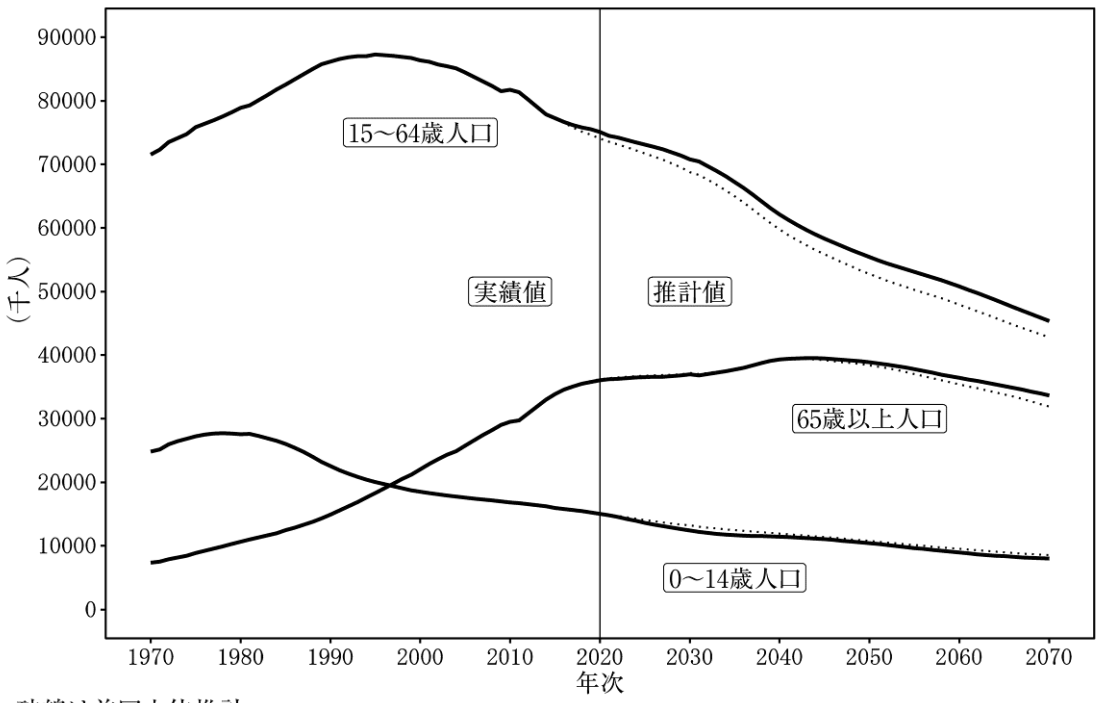
資料６　日本における出生数減少と社会規範との関係についての人々の意識

（著作権の関係により省略）

資料７　日本における出生数減少と経済環境との関係についての人々の意識

（著作権の関係により省略）

資料８　日本の年齢３区分別人口の将来推計（出生中位（死亡中位）推計）



破線は前回中位推計。

出所：国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口（令和5年推計）報告書（全体版）』

資料９　日本における人口減少への対応に関する人々の意識

（著作権の関係により省略）

資料10－１　第１回人口戦略本部（令和７年11月18日）における内閣総理大臣の発言（抄）

我が国最大の問題は人口減少であるとの認識に立ち，若者や女性を含む誰もが，自ら選んだ地域で住み続けられる社会を実現するため，地域に必要な社会保障サービスの維持，少子化対策の推進，安心して働き，暮らせる地方の生活環境の創生，付加価値創出型の新しい地方経済の創生，外国人材との共生を始めとする人口減少対策を総合的に推進するため，人口戦略本部を設置しました。

出所：内閣官房 HP　第1回人口戦略本部（令和7年11月18日）議事録

資料10－２　人口戦略本部の第１回会議に関する新聞記事（抄）

（著作権の関係により省略）

資料11　１人当たり GDP が大きい20の国・地域とそれぞれの人口（2023年）

順位	国名	１人当たり GDP（ドル）	人口（千人）
1	モナコ	256 581	39
2	リヒテンシュタイン	201 150	40
3	ルクセンブルク	128 936	665
4	アイルランド	106 106	5 197
5	スイス	100 831	8 871
6	ノルウェー	87 932	5 519
7	シンガポール	86 616	5 789
8	アイスランド	80 827	388
9	アメリカ合衆国	80 706	343 477
10	カタール	71 499	2 979
11	デンマーク	68 440	5 948
12	オーストラリア	67 129	26 451
13	マカオ	64 158	714
14	オランダ	63 803	18 093
15	オーストリア	56 042	9 130
16	イスラエル	55 488	9 256
17	スウェーデン	55 439	10 551
18	ベルギー	55 049	11 713
19	カナダ	54 517	39 299
20	ドイツ	53 528	84 548
	日本	33 806	124 371

出所：『世界国勢図会2025/26』矢野恒太記念会 を基に作成

出題の趣旨（課題１）

本問は，先進諸国における少子化の動向について資料を基に説明した上で，少子化対策として採り得る方策を示すとともに，少子化を食い止めることのみにとらわれない政策の方向性を論じることも求めている。

本問は，資料から現状を分析したり，施策の有効性を検討したりする能力とともに，より広範な視野を持って政策について考える能力を見るねらいがある。

採点の全体講評（課題１）

設問①に関して

本問はOECD諸国の少子化の傾向について問う内容となっている。OECD諸国における合計特殊出生率の傾向と晩産化などの状況を踏まえて論じた答案が多く，概ねよく解答されていた。

設問②に関して

本問は合計特殊出生率の低下を緩和する可能性のある施策の提示を通じて，先進諸国が直面する課題への考察と論理的な説明，そして政策立案能力を見ることを目的としたものである。各資料から，合計特殊出生率と雇用，育児休暇，ECEC（乳幼児期の教育とケア），住宅支出等との相関関係について的確に分析されていた。

設問③に関して

本問は，我が国の長期的な人口のトレンドを考慮した際に少子化対策に加えて採るべき政策のアイディアを問うものである。人口や労働力の減少を補う経済政策について，AI・DX の活用やリスキリング，海外人材の受入れ等に着眼した答案が見られた。

課題２（選択）

内閣総理大臣を議長とする行政改革推進会議の下に，エビデンス（根拠）に基づく政策立案を政府全体として推進する体制として，EBPM 推進委員会が開催されている。

EBPM においては，政策目的とロジック（政策目的から政策手段に至るまでの論理的なつながり）の明確化が極めて重要である。それは，政策目的が不明確であったり，ロジックに矛盾や飛躍があったりすると，政策目的実現のための効果的かつ効率的な政策手段を選択することが難しくなり，適切なエビデンスの設計・収集・分析も難しくなるためである。

EBPM を実施するには政策の効果をエビデンスによって示す必要があるので，「因果推論」などの様々な統計的手法が利用され，エビデンスについて分析が行われている。

以上の記述及び次頁以降の資料を基に，次の問いに解答しなさい。

① 政策形成において EBPM の推進が必要とされるようになった背景・要因にはどのようなことが考えられるかを述べなさい。

② 地方公共団体で EBPM を推進する上でどのような課題が考えられるかを述べなさい。

③ 次の例の設問に答えなさい。

「A 市では，「住民の大学進学率の向上」という政策目的が掲げられた。この目的を実現するために，A 市の住民を対象とする給付型奨学金制度を導入するという案が出されている。そのため，給付型奨学金が大学進学率に与える影響を検証したい。既に給付型奨学金制度を導入している近隣自治体の大学進学率のデータを見ると，給付型奨学金の支給が決まった者の大学進学率はそうでない者よりも30%ポイント高かった。両者の大学進学率の差を給付型奨学金が大学進学率に与える効果であると考えてよいか。その理由を説明しつつ論じなさい。」

資料１　EBPM 取組方針（令和８年度）（抄）

１．EBPM 推進に当たっての基本的考え方

政府は，累次の「経済財政運営と改革の基本方針」（閣議決定），令和５年３月の行政改革推進会議（議長：内閣総理大臣）における総理指示等を踏まえ，限られた資源を有効に活用し，国民に，より信頼される行政を展開するため，EBPM（Evidence-Based Policy Making の略。エビデンス（根拠）に基づく政策立案をいう。以下同じ。）を推進しており，令和６年度予算からは，基礎的な EBPM を導入した行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）を予算編成過程の中で積極的に活用している。

実施している事業について不断に検証し，十分な効果が上がっていないものについては，廃止や改善等の見直しを迅速に行い，また未知の課題については最善と考える対応を速やかに執った上で，データ等に基づいてその効果を把握し，当該対応をブラッシュアップする。こうしたことを徹底し，心理的安全性が確保された中でのコミュニケーションを通じた EBPM の手法を活用した，機動的かつ柔軟な，アジリティのある政策形成により，政策の質を向上していくことが重要である。

出所：EBPM 推進委員会 HP

資料２　EBPM の定義

EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）とは，政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく，政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。

政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用した EBPM の推進は，政策の有効性を高め，国民の行政への信頼確保に資するものです。

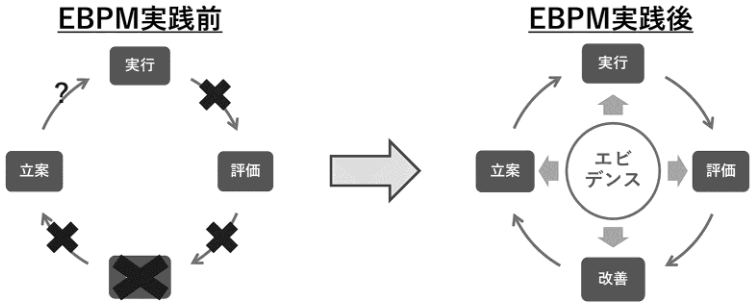
内閣府では，EBPM を推進するべく，様々な取組を進めています。

出所：内閣府 HP

資料３　EBPM の基本的な考え方

- **機動的で柔軟な行政への転換に向けて，特に求められるのがEBPM**です。
- **EBPM（エビデンスに基づく政策立案）**は，
  - ①　**政策目的を明確化させ，**
  - ②　その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何かなど，**政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし，**
  - ③　このつながりの裏付けとなるようなデータ等の**エビデンス（根拠）を可能な限り求め，**

  「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組です。
- **エビデンスを見たり作ったりしながら，より効果的な政策手段に組み替え，最善の政策を選択していきます。**

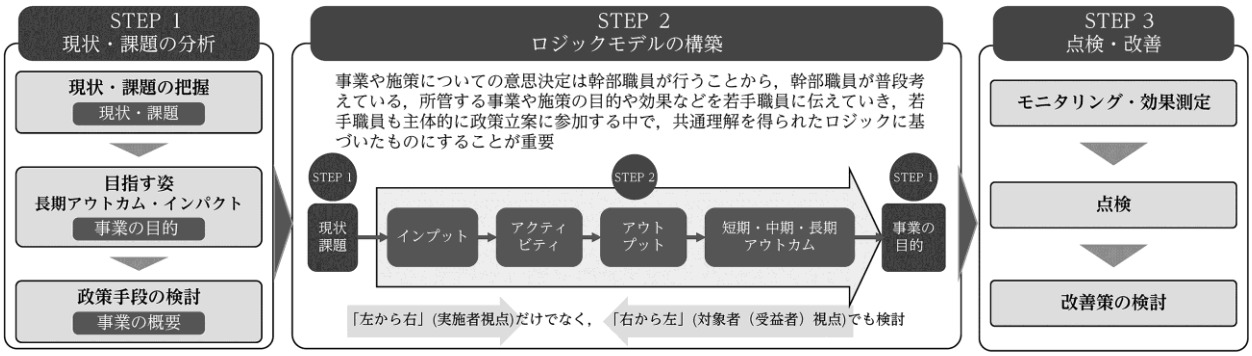


出所：内閣官房行政改革推進本部事務局（2023）『EBPM ガイドブック Ver.1.2』

資料４　ロジックモデル

（著作権の関係により省略）

資料５　EBPM の実践



出所：内閣官房行政改革・効率化推進事務局，総務省行政評価局『行政事業レビューシート　政策効果の測定と点検・改善のポイント』令和８年３月

資料６　広島県における EBPM 推進ワーキンググループの活動例

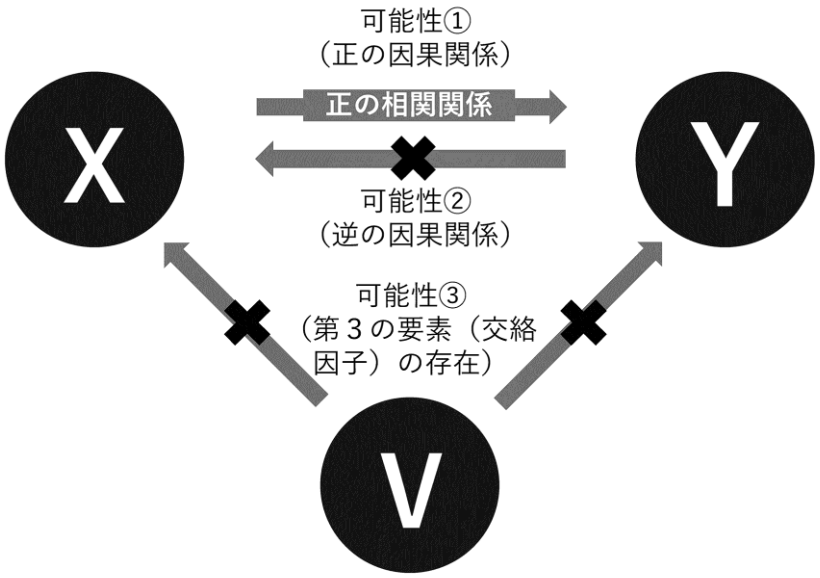
（著作権の関係により省略）

資料７　エビデンスとは何か。

	種類		内容	困窮世帯の子どもに対する支援策における具体例
エビデンス（広義）	データ，ファクト等	データ，ファクト	統計データ，ヒアリング等による現状把握のための情報	・困窮状態に置かれている子どもの割合の推移 ・経済状況別の子どもの進学率の推移 ・困窮世帯に対する生活状況のヒアリング
		将来予測	現状のまま推移した場合等の将来予測	・子ども数の将来推計 ・困窮状態に置かれる子ども数の将来推計
	エビデンス（狭義）	定量的な因果効果	統計的手法等を用いて明らかになった政策の定量的な因果効果	・ランダム化比較試験によって明らかになった教育プログラムの効果 ・生活習慣の良い子どもと悪い子どもの学力の比較
		定性的な因果効果	定性的な手法を用いて明らかになった政策の因果効果	・フォーカスグループインタビューに基づいて明らかになった生活習慣改善プログラムの効果

出所：内閣官房行政改革推進本部事務局（2023）『EBPM ガイドブック Ver.1.2』

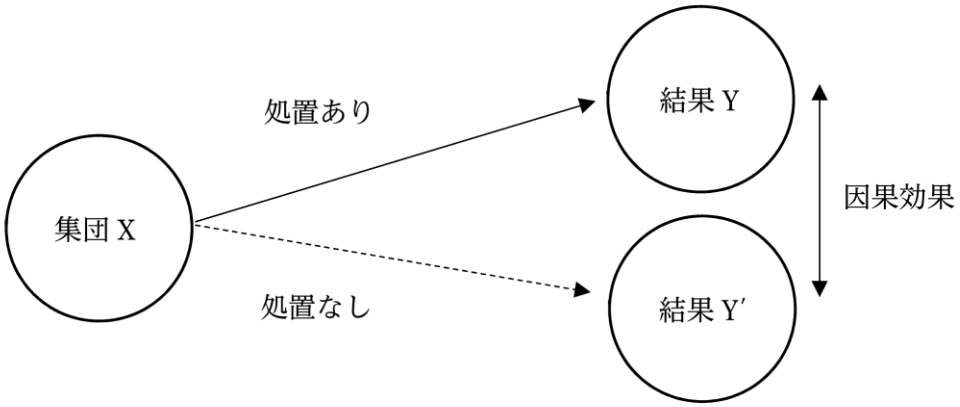
資料８　因果関係の考え方



可能性②と③を排除できないと，XからYへの因果関係は言えない

出所：内閣官房行政改革推進本部事務局（2023）『EBPM ガイドブック Ver.1.2』を基に作成

資料９　因果推論



出所：本問題のために独自に作成

出題の趣旨（課題２）

本問は，設問①で政策形成においてEBPMの推進が必要とされるようになった背景や要因について論じるとともに，設問②では地方公共団体でEBPMを推進するに当たっての課題について考察することを求めている。そして，設問③では給付型奨学金制度の導入という施策の事例を題材として，施策とデータとの間の因果関係について分析することを求めている。

本問は，資料から背景や要因，課題について推察する能力とともに，政策の因果効果を検証するために必要な思考法を見るねらいがある。

採点の全体講評（課題２）

本問ではEBPM推進の背景・要因，地方公共団体における課題，奨学金の事例に関する評価の三点について問うたが，意外と最初の設問に苦慮している受験者が多く見受けられた。そのためか，全般的に，設問①よりも設問③の解答分量が多いように見受けられ，解答しやすい設問③に時間をかけた印象がある。

設問①に関して

資料１で述べられている「資源の有効活用」，「信頼される行政の展開」については，ほぼ全ての受験者がこれを解答していたが，その他の要因（政策課題の複雑化，エビデンスの利用可能性の拡大など）に触れる答案は多くはなかった。中には資料１をそのまま言い換えたような答案もあり，やや苦慮していた様相がうかがえる。また，資料２，３を踏まえた議論の展開を行っていた答案は少なく感じられた。

設問②に関して

資料５，６を基に多くの受験者が人材不足やエビデンス入手の難しさを挙げており，概ねよくできていた印象がある。また，首長の政治的判断とEBPMとの両立の困難さを説明した答案もあったが，一部にとどまっていた。資料６で示した広島県の事例を引用する解答も多く，ある意味で広島県の事例がヒントになった格好でもある。

設問③に関して

この設問は因果推論の意味を理解しているかどうかを試すものであり，全ての受験者が「奨学金の効果をそのまま示すものではない」という方針で答案を作成していた。その方向性は正しく，比較する対象の集団の差異などに触れる答案も多く，比較的満足できる答案が多かった。また，因果推論の関係を説明した上で，逆の因果であることを解明すべきとする答案などもあり，労作も見られた。

課題３（選択）

第二次世界大戦後，敗戦国の指導者を裁く国際軍事裁判が行われた。ニュルンベルクに設置された国際軍事裁判所と東京に設置された極東国際軍事裁判所は，どちらも戦勝国が任命する判事によって法廷が構成され，敗戦国の指導者が「平和に対する犯罪」，「戦争犯罪」及び「人道に対する犯罪」についての責任を問われた。その後，これらの裁判の判決が引き金となり，集団殺害を禁ずる「ジェノサイド条約」や捕虜の待遇や文民の保護などに関する「ジュネーブ四条約」などが締結され，国際人道法が発展することになった。冷戦終結後には，これらの国際人道法に違反する行為があったとして，国連安全保障理事会によって旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所とルワンダ国際刑事裁判所が設置された。この流れと並行して常設的な国際刑事裁判所の設立に向けた議論が進み，1998年７月には国際刑事裁判所ローマ規程が採択されて，2003年から国際刑事裁判所（ICC）が活動を開始した。

以上の記述及び次頁以降の資料を基に，次の問いに解答しなさい。

① ある事態について ICC が実際に管轄権を行使するきっかけは「トリガー」と呼ばれている。ローマ規程におけるトリガーを三つ挙げなさい。

② ①で挙げた三つのトリガーのうち，予備調査に時間がかかるなど捜査に至りづらい事態が多いのはどのトリガーであるのかを述べなさい。そして，その理由を考察しなさい。

③ 世界各地で戦争や紛争に伴う人道危機が起きている。国際社会がこれらに対処する上で，我が国が果たすべき役割について，あなたの意見に基づいて提言しなさい。

資料１　国際刑事裁判所の概要

○基本情報

国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪（集団殺害犯罪，人道に対する犯罪，戦争犯罪，侵略犯罪）を犯した個人の訴追・処罰を任務とする歴史上初の常設の国際刑事法廷。

○ICC の特徴

・補完性の原則

ICC は国内裁判所を「補完する」裁判所。

→関係国に捜査・訴追を真に行う能力や意思がない場合にのみ，管轄権を有する。

・構成

裁判部，検察局，書記局から成る。職員数900名以上。裁判官は18名。

・予算

１億9685万2900ユーロ（2026年）

○ICC の実績

・2026年２月時点の現状

17事態につき捜査・訴追中。３事態につき予備調査中。

・累計実績

判決が下された終結事件は16件（有罪７件，無罪/証拠不十分６件，犯罪事実が確認されず公判不開始３件）。

○日本の貢献

・裁判官の輩出

齋賀富美子判事（任期2007－2009），尾崎久仁子判事（任期2009－2018），赤根智子判事（任期2018－2027）。

・資金面での協力

資料５を参照

・被害者支援

2014年以降，被害者信託基金（TFV）に累計111万ユーロ以上を拠出。

TFV 理事長には野口元郎氏が就任（任期2012－2018）。

出所：外務省 HP，ICC の HP を基に作成

資料２　国際刑事裁判所における捜査から訴追までの流れ

（著作権の関係により省略）

資料３　ICC の管轄権に関する国際刑事裁判所ローマ規程の条文

第５条（裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪）

１　裁判所の管轄権は，国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪に限定する。裁判所は，この規程に基づき次の犯罪について管轄権を有する。

(a)　集団殺害犯罪

(b)　人道に対する犯罪

(c)　戦争犯罪

(d)　侵略犯罪

２　（略）

第13条（管轄権の行使）

裁判所は，次の場合において，この規程に基づき，第５条に規定する犯罪について管轄権を行使することができる。

(a)　締約国が次条の規定に従い，これらの犯罪の一又は二以上が行われたと考えられる事態を検察官に付託する場合

(b)　国際連合憲章第７章の規定に基づいて行動する安全保障理事会がこれらの犯罪の一又は二以上が行われたと考えられる事態を検察官に付託する場合

(c)　検察官が第15条の規定に従いこれらの犯罪に関する捜査に着手した場合

第14条（締約国による事態の付託）

１　締約国は，裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪の一又は二以上が行われたと考えられる事態を検察官に付託することができるものとし，これにより，検察官に対し，そのような犯罪を行ったことについて１人又は２人以上の特定の者が訴追されるべきか否かを決定するために当該事態を捜査するよう要請する。

２　（略）

第15条（検察官）

１　検察官は，裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪に関する情報に基づき自己の発意により捜査に着手することができる。

２～６　（略）

第53条（捜査の開始）

１　検察官は，入手することのできた情報を評価した後，この規程に従って手続を進める合理的な基礎がないと決定しない限り，捜査を開始する。検察官は，捜査を開始するか否かを決定するに当たり，次の事項を検討する。

(a)　利用可能な情報により，裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪が行われた又は行われていると信ずるに足りる合理的な基礎が認められるか否か。

(b)　事件について第17条に規定する受理許容性があるか否か又は受理許容性があり得るか否か。

(c)　犯罪の重大性及び被害者の利益を考慮してもなお捜査が裁判の利益に資するものでないと信ずるに足りる実質的な理由があるか否か。

検察官は，手続を進める合理的な基礎がないと決定し，及びその決定が専ら(c)の規定に基づく場合には，予審裁判部に通知する。

２～４　（略）

第86条（協力を行う一般的義務）

締約国は，この規程に従い，裁判所の管轄権の範囲内にある犯罪について裁判所が行う捜査及び訴追において，裁判所に対し十分に協力する。

（注）

・「第17条に規定する受理許容性」とは，関係国に捜査・訴追を真に行う能力や意思がないことなどを指す（資料１を参照）。

・「裁判の利益」とは，捜査を行うことについて正当な法的利益があることを指す。

資料４　ICC の締約国・地域

締約国（125か国・地域）

【アジア太平洋】１９
アフガニスタン
バングラデシュ
カンボジア
クック諸島
キプロス
キリバス
フィジー
日本
ヨルダン
モルディブ
マーシャル
モンゴル
ナウル
韓国
サモア
タジキスタン
東ティモール
バヌアツ
パレスチナ

【西欧他】２５
アンドラ
オーストラリア
オーストリア
ベルギー
カナダ
デンマーク
フィンランド
フランス
ドイツ
ギリシャ
アイスランド
アイルランド
イタリア
リヒテンシュタイン
ルクセンブルク
マルタ
オランダ
ニュージーランド
ノルウェー
ポルトガル
サンマリノ
スペイン
スウェーデン
スイス
英国

【東欧】２０
アルバニア
アルメニア
ボスニア・ヘルツェゴビナ
ブルガリア
クロアチア
チェコ
エストニア
ジョージア
ハンガリー
ラトビア
リトアニア
モンテネグロ
ポーランド
モルドバ
ルーマニア
セルビア
スロバキア
スロベニア
北マケドニア
ウクライナ

【中南米】２８
アンティグア・バーブーダ
アルゼンチン
バルバドス
ベリーズ
ボリビア
ブラジル
チリ
コロンビア
コスタリカ
ドミニカ国
ドミニカ（共）
エクアドル
エルサルバドル
グアテマラ
ガイアナ
ホンジュラス
メキシコ
パナマ
パラグアイ
ペルー
セントクリストファー・ネービス
セントルシア
セントビンセント
スリナム
トリニダード・トバゴ
ウルグアイ
ベネズエラ
グレナダ

【アフリカ】３３
ベナン
ボツワナ
ブルキナファソ
カーボベルデ
中央アフリカ
チャド
コモロ
コンゴ（共）
コンゴ（民）
コートジボワール
ジブチ
ガボン
ガンビア
ガーナ
ギニア
ケニア
レソト
リベリア
マダガスカル
マラウイ
マリ
モーリシャス
ナミビア
ニジェール
ナイジェリア
セーシェル
セネガル
シエラレオネ
南アフリカ
ウガンダ
タンザニア
チュニジア
ザンビア

（注）マリ，ニジェール，ブルキナファソは脱退の意向を表明済み。

出所：外務省 HP を基に作成

資料５　ICC の予算分担金の上位10か国（2023年）

（著作権の関係により省略）

資料６－１　各事態の予備調査にかかった期間と結果，民間人死者数
2016年までに締約国又は国連安保理の付託で予備調査が始まった事態

事態発生国	予備調査開始年	予備調査の期間	捜査を開始したか	民間人死者数
ウガンダ	2004年	6か月	○	＞2,000
コンゴ民主共和国	2004年	3か月未満	○	5,000～10,000
中央アフリカ共和国	2005年	2年以上	○	＞1,000
スーダン（ダルフール）	2005年	4か月未満	○	＞10,000
リビア	2011年	2週間	○	200～500
マリ	2012年	6か月	○	＞100
コモロ（コモロ船籍のマヴィ・マルマラ号の船上）	2013年	7年	×	9
中央アフリカ共和国	2014年	4か月	○	2,700～2,800
ガボン	2016年	2年	×	＜50

出所：David Bosco (2017) “Discretion and State Influence at the International Criminal Court: The Prosecutor’s Preliminary Examinations” *The American Journal of International Law* Vol.111, No.2を基に作成した表を Fédération internationale pour les droits humains (2021) *Preliminary Examination at the ICC*や ICC の検察局 HP などを基に修正した。

資料６－２　各事態の予備調査にかかった期間と結果，民間人死者数
2016年までに検察官の自己発意で予備調査が始まった事態

事態発生国	予備調査開始年	予備調査の期間	捜査を開始したか	民間人死者数
コートジボワール	2003年	８年	○	700～1,000
イラク／イギリス	2004年（2014年に再開）	延べ７年以上	×	＜50
ベネズエラ	2003年	２年半	×	45
コロンビア	2004年	17年	×	＞3,000
アフガニスタン	2007年	10年	○	＞24,000
ケニア	2008年	１年以上	○	＞1,000
ジョージア	2008年	７年以上	○	500～1,000
ギニア	2009年	12年以上	×	＞150
ホンジュラス	2010年	４年以上	×	＜50
ナイジェリア	2010年	11年	○	＞3,000
韓国	2010年	３年半	×	2
ウクライナ	2014年	７年	○	2,000
パレスチナ	2015年	５年	○	＞1,000
ブルンジ	2016年	１年以上	○	＞430

出所：David Bosco (2017) “Discretion and State Influence at the International Criminal Court: The Prosecutor’s Preliminary Examinations” *The American Journal of International Law* Vol.111, No.2を基に作成した表を Fédération internationale pour les droits humains (2021) *Preliminary Examination at the ICC*や ICC の検察局 HP などを基に修正した。

出題の趣旨（課題３）

本問は，設問①で ICC（国際刑事裁判所）が管轄権を行使するきっかけ（トリガー）を国際刑事裁判所ローマ規程の条文を基に挙げさせた上で，設問②では，予備調査から捜査への移行のしやすさがトリガーによってどのように変わってくるか，そうした違いが生じる要因として何があるのかを資料から分析することを求めている。そして，設問③では国際社会が人道危機に対処するために我が国が果たすべき役割について提言することを求めている。

本問は，資料から事象やその背景にある要因について分析する能力とともに，外交政策について提言する能力を見るねらいがある。

採点の全体講評（課題３）

本課題は，国際刑事裁判所（ICC）による管轄権行使のトリガーと検察官による捜査との関係性について問うものであった。全体的に，管轄権行使のトリガーについての条文解釈はできていたが，その影響に関して資料に基づき詳細に分析した答案は意外と少なかった。また，政策提案に関しても戦争犯罪発生の予防に重点を置くものは，それほど多くはなかった。

設問①に関して

ICC ローマ規程13条に規定されている ICC による管轄権行使の三つのトリガー（締約国による付託，国連安保理による付託，検察官の自己発意）については，概ね正しく答えられていた。

設問②に関して

設問①で問われたトリガーのうち捜査に到達しづらいのはどのトリガーであったかについては，大方の答案が正しく答えられていた。けれども，予備調査が捜査に至った割合や捜査に至るまでの期間について数値を示して説明できていた答案はわずかであった。また，その理由についても，資料にあるローマ規程86条に基づいて締約国からの協力の必要性に言及し，他の二つのトリガー（締約国又は国連安保理による付託）に比べて，検察官の自己発意による予備調査は締約国からの協力の面で不利であると正しく解答した答案は多かったが，検察官が捜査を開始するため必要な手続要件（合理的な基礎，受理許容性，「裁判の利益」など）について言及した答案は少なかった。同様に ICC の予算面や人員面の制約（アメリカや中国が非締約国であることに起因する）について言及した答案もそれほど多くなかった。また，人権侵害の重大さ（資料で示されている民間人死者数）と三つのトリガーの関係については，解釈の仕方が答案によって分かれた。

設問③に関して

この問いは，上記の設問を踏まえた上で，広く人道危機への対応についての解答を求めた。ICC に関しては，同機関への日本の人的，財政的貢献を継続し，さらに拡大していくべきとする解答から，戦争犯罪に関与する国家が加盟していない以上，ICC の有効性には限界があるとする悲観論まで様々な解答が見られた。多かったのは，外交的な努力によりアメリカや中国などの主要国に対して ICC への加盟を働きかけるべきとする解答であった。けれども，紛争解決に貢献し，戦争犯罪や人道に対する罪などを未然に防ぐべきとする予防外交を提案する解答は少なかった。そして，想定

外で印象的な解答としては，ICC の管轄権行使の対象となる犯罪に関する情報収集について締約国からの協力が得られない場合には，情報分析を専門とする民間企業などの協力を得てはどうかという興味深い解答もあった。他方，紛争地域で情報収集を行う検察官を保護するために，通常は停戦後に派遣される国連平和維持活動（PKO）を利用するという非現実的な提案もあった。